

三川ダム管理条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第六号

### 三川ダム管理条例

(趣旨)

第一条 この条例は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十三条の二第一項の規定に基づき、三川ダムの管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(貯水、放流及び取水)

第二条 知事は、三川ダムの貯水、放流及び取水については、水位、流況、利水の状況等を考慮して行うものとする。

(点検及び整備)

第三条 知事は、三川ダムを操作するために必要な機械、器具等を常に良好な状態に保つように点検し、及び整備するものとする。

(干ばつ時等における措置)

第四条 知事は、干ばつ、洪水その他緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、これらによる被害の発生又はその拡大を防止するために必要な措置を講じるものとする。

(気象及び水象の観測)

第五条 知事は、三川ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を定期的に行うものとする。

(監視)

第六条 知事は、常に三川ダム及びその周辺の監視を行い、施設の保全、危険の防止等に努めるものとする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、三川ダムの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。